

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

条 例	ページ
○秋田県公益認定等委員会条例(一・総務課)	7
○秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(二・人事課)	9
○県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(三・人事課)	9
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(四・人事課)	10
○特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(五・人事課)	11
○秋田県地域振興事業基金条例を廃止する条例(六・財政課)	11
○秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例(七・長寿社会課)	11
○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八・長寿社会課)	12
○秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例(九・長寿社会課)	14
○秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(一〇・長寿社会課)	15
○秋田県知的障害福祉施設条例等の一部を改正する条例(一一・障害福祉課)	15
○秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一二・医薬課)	18
○秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(一三・県立病院改革推進室)	21
○秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(一四・県立病院改革推進室)	21
○秋田県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(一五・環境管理室)	21
○秋田県公害防止条例の一部を改正する条例(一六・八郎湖環境管理室)	21
○秋田県立体育館条例の一部を改正する条例(二一・保健体育課)	24
○秋田県立野球場条例及び秋田県立総合プール条例の一部を改正する条例(二三・保健体育課)	29
○秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(二四・保健体育課)	30
○秋田県立武道館条例の一部を改正する条例(二五・保健体育課)	31
○秋田県スポーツ選手強化基金条例を廃止する条例(二六・保健体育課)	34
○秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(二七・議会議務局総務課)	34
○秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(二七・農地整備課)	23
○秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例(二八・産業経済政策課)	23
○秋田県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例(一九・港湾空港課)	23
○秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(二〇・建築住宅課)	24
○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(二一・高校教育課)	24
○秋田県立体育館条例の一部を改正する条例(二二・保健体育課)	24
○秋田県立野球場条例及び秋田県立総合プール条例の一部を改正する条例(二三・保健体育課)	29
○秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(二四・保健体育課)	30
○秋田県立武道館条例の一部を改正する条例(二五・保健体育課)	31
○秋田県スポーツ選手強化基金条例を廃止する条例(二六・保健体育課)	34
○秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(二七・議会議務局総務課)	34

### この号で公布された条例のあらまし

#### ◇秋田県公益認定等委員会条例(秋田県条例第一号)

- 1 組織、委員の任期等(第二条関係)
  - (一) 秋田県公益認定等委員会(以下「委員会」という。)は、委員七人以内で組織することとした。
  - (二) 委員は、人格が高潔であつて委員会の権限に属する事項に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。
  - (三) 委員の任期は、三年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
  - (四) 委員は、独立してその職権を行うこととした。
  - (五) 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、任期中、その意に反して罷免されることがないこととした。
  - (六) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとした。
  - (七) 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこととした。
- 2 委員長(第二条関係)
  - (一) 委員会に、委員長を置くこととした。
  - (二) 委員長は、委員の互選によつて定めることとした。
  - (三) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理することとした。
  - (四) 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらじめ指名する者が、その職務を代理することとした。
- 3 会議(第四条関係)
  - (一) 委員会は、委員長が招集することとした。
  - (二) 委員長は、委員会の議長となることとした。
  - (三) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。
  - (四) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。
- 4 専門委員(第五条関係)
  - (一) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。
  - (二) 専門委員は、当該専門の事項に關して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
知事の事務部局			
① 左記以外の職員	四、二九二	四、〇〇三	▲二八九
② 脳血管研究センターの職員	二二四	二四五	二一
③ リハビリテーション・精神医療センター	二四七	二六七	二〇

1 職員の定数を次のとおりとすることとした。(第二条関係)  
(単位:人)

◇秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

(一) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

6 委任規定(第七条関係)

1 から5までのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。

5 部会(第六条関係)

(一) 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。

(二) 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名することとした。

(三) 部会に、部会長を置くこととした。

(四) 部会長及び部会の会議については、それぞれ委員長及び委員会の会議に関する規定を準用することとした。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(四) 専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとした。

区分	改正前	改正後
招集する居住地に八km以上	七、〇〇〇円	八km以上三〇km未満 四、四〇〇円
招集する居住地に八km未満	五、〇〇〇円	八km未満 三、六〇〇円
招集する居住地に三〇km未満	九、〇〇〇円	三〇km以上六〇km未満 五、五〇〇円
招集する居住域外に三〇km以上六〇km未満	一二、〇〇〇円	六〇km以上一〇〇km未満 七、〇〇〇円
招集する居住域外に六〇km以上一〇〇km未満	一三、四〇〇円	一〇〇km以上一三〇km未満 一〇、〇〇〇円
招集する場合	六〇km以上一〇〇km未満	一〇〇km以上一三〇km未満

1 招集地に居住する場合と招集地以外に居住する場合の区分を廃止するとともに、距離区分及び旅費の額を次のとおりとすることとした。(別表第三関係)

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三号)

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

計	知事以外の事務部局	④ 公営企業の業務に従事する職員	①の職員
五、三二三	四三九	一一一	一一一
五、〇六五	四三九	一一一	〇
▲二四八	〇	〇	〇

◇秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

この条例は、平成二〇年三月三十一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年三月三十一日から施行することとした。

◇秋田県地域振興事業基金条例を廃止する条例(秋田県条例第六号)

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五号)

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四号)

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 必要に応じて宿泊した場合には、一夜につき一〇、八〇〇円を支給することとした。(別表第三関係)

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

一五〇km以上	一五、二〇〇円	一〇〇km以上	八、九〇〇円
一五〇km以下	一六、三〇〇円	一〇〇km未満	一〇、七〇〇円
二〇〇km以上	二〇、九〇〇円	一五〇km以上	一〇、七〇〇円
二〇〇km未満	二〇、九〇〇円	一五〇km未満	一〇、七〇〇円

正する条例(秋田県条例第七号)

- 1 修学資金の貸与の対象者から厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者を除くこととした。(第二条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

- 1 介護支援専門員証の交付に係る研修の受講等に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(第二条及び別表関係)

(一) 介護支援専門員証の交付に係る研修の受講

一件につき 一六、〇〇〇円

(二) 更新研修の受講

- (1) 介護支援専門員証の交付を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの 一件につき 一六、〇〇〇円
- (2) 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの 一件につき 八、〇〇〇円
- (3) 介護支援専門員証の交付又は有効期間の更新を受けた者で(1)及び(2)のいずれにも該当しないものに係るもの 一件につき 一六、〇〇〇円

(三) 地域包括支援センターの職員に対する研修の受講

一件につき 二五、〇〇〇円

- 2 1(二)の手数料は、指定研修実施機関に納めなければならないこととした。(第三条関係)
- 3 1の手数料は、申込みがあったときに徴収することとした。(第四条関係)

- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例(秋田県条例第九号)

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八〇号)第一一六条第一項の規定に基づく秋田県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理及び運営に関し

必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

- 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第二条関係)
- 3 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第三条関係)

4 知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関に保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第四条関係)

- 5 県が秋田県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合は、一万分の五とすることとした。(第五条関係)

6 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

- 1 引用している国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四一四号)の題名を改めることとした。(第二条関係)

2 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県知的障害福祉施設条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第一一号)

- 1 次の条例について、死体の処置に係る使用料の額を一体につき五、五〇〇円(現行一、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一条、第三条による改正)
- (一) 秋田県知的障害福祉施設条例(平成一十七年秋田県条例第六八号)
- (二) 秋田県太平療育園条例(平成一十七年秋田県条例第六九号)
- (三) 秋田県小児療育センター条例(平成一十七年秋田県条例第七〇号)

- 2 次の条例について、診断書の交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げ、検案書の交付について手数料を徴収することとした。(第一条、第三条による改正)

- (一) 秋田県知的障害福祉施設条例
- (二) 秋田県太平療育園条例
- (三) 秋田県小児療育センター条例

区 分	改正前		改正後	
	診断書の交付	死亡診断書	知事が定める様式による診断書	その他の診断書
証明書の交付	一、〇〇〇円	二、一〇〇円	一、〇〇〇円	一、五七〇円
検案書の交付	三、一五〇円	五、二五〇円	三、一五〇円	五、二五〇円

- 3 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五十四年秋田県条例第二五号)について、診断書の交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。(第四条による改正)

区 分	改正前	改正後
診断書の交付	一、〇五〇円	二、一〇〇円
証明書の交付	一、〇五〇円	一、五七〇円

- 4 秋田県総合保健センター条例(昭和六一年秋田県条例第三四号)について、診断書の交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。(第五条による改正)

区 分	改正前	改正後
診断書の交付	一、〇五〇円	二、一〇〇円
証明書の交付	一、〇五〇円	二、一〇〇円

- 5 2、4の診断書等について、同一内容のものを二通以上交付するときの二通目以降の手数料の額を一通につき二一〇円(現行二〇〇円)に引き上げることとした。
- 6 その他所要の規定の整理を行うこととした。

- 7 施行期日等
- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第二二二号)

- 1 題名を秋田県薬事法関係手数料徴収条例に改めることとした。
- 2 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号以下「法」という。)第三六条の四第一項の規定による試験の受験の出願等に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(別表関係)

区 分	手数料の額 (一件につき)
法第三六条の四第一項(法第八三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による試験の受験の出願	一七、六〇〇円
法第三六条の四第二項(法第八三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による登録の申請	一〇、〇〇〇円
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一五九条の一一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請	二、〇〇〇円
薬事法施行規則第一五九条の一二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請	二、九〇〇円

4 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
施行期日等

- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、1及び3は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田

県条例第一三三号)

- 1 死体の処置に係る使用料の額を一体につき五、五〇〇円(現行一、〇五〇円)に引き上げることとした。(別表第一関係)
- 2 普通個室のうち浴室を備えていないものを使用するときの使用料の額は、一日につき三、一五〇円とすることとした。(別表第一関係)
- 3 診断書の交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

区 分	改 正 前		改 正 後	
	診断書の交付	死亡診断書	診断書の知事が定める様式による診断書	証明書の交付
診断書の交付	二、一〇〇円	三、一五〇円	一、〇五〇円	二、一〇〇円
証明書の交付	一、〇五〇円	一、五七〇円	二、一〇〇円	三、一五〇円
検案書の交付	二、一〇〇円	三、一五〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
同一内容の診断書等を二通以上交付するときの二通目以降の交付	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円

4 施行期日等

- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第一四号)

- 1 秋田県立脳血管研究センターの診療科目にリハビリテーション科を加えることとした。(第二条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一五号)

- 1 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第一〇八号)第三六条第一

- 項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につき当該調停の申請人又は参加人がその旨の通知を受けた日から二週間以内にした仲裁の申請に係る手数料の額については、通常の算出方法により算出した当該仲裁の申請に係る手数料の額から当該調停の申請又は当該調停に係る参加の申立てについて納付した手数料の額を控除することとした。(第七条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県公害防止条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一六号)

- 1 指定地域内の一定の要件を満たす豚房、牛房及び馬房並びにこの養殖施設の構造及び使用の方法に関する基準を定めることとした。(第五二条の二関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第一七号)

- 1 受益者から負担金を徴収する事業から国営馬場目川下流土地改良事業を除くこととした。(第三条及び第四条関係)
- 2 引用する土地改良法(昭和二十四年法律第一九五号)の条項に関する規定を改めることとした。(第三条及び第五条関係)
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例(秋田県条例第一八号)

- 1 秋田県中小企業振興基金条例(昭和三十九年秋田県条例第二〇号)を廃止することとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇秋田県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一九号)

- 1 特別利用料の徴収期間に関する規定を削ることとした。(第

公立中学校	公立小学校						職員の定数
	校長及び教員	養護教員	事務職員	栄養教諭及び学校栄養職員	栄養教諭及び学校栄養職員	校長及び教員	
栄養教諭及び学校栄養職員	二、三三六	二八四	二八九	三三三	二八四	三、八〇三	改正前
栄養教諭及び学校栄養職員	二、二九八	二七四	二七四	三〇〇	二六八	三、七三〇	改正後
栄養教諭及び学校栄養職員	▲二八	▲一五	▲一五	▲三	▲一六	▲七三	増減

二条関係)  
2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二〇号)  
1 県営南ヶ丘住宅に係る共同施設として県営南ヶ丘住宅集会所を設置することとした。(別表第一関係)  
2 施行期日  
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二一号)  
1 学校職員の定数を次のとおりとするとともに、学校栄養職員  
の区分名を栄養教諭及び学校栄養職員に改めることとした。  
(単位…人)

公立	特別 支援 学校	県立 学校	共同調理場				事務職員
			栄養教諭及び学校栄養職員	栄養教諭及び学校栄養職員	栄養教諭及び学校栄養職員	栄養教諭及び学校栄養職員	
八三二	二二	九五	一	二二	一〇	二六	一三六
八三四	二二	九五	一	二二	九	二五	一三四
三	〇	〇	〇	〇	▲一	▲二〇	▲二

◇秋田県立野球場条例及び秋田県立総合プール条例の一部を改正

2 施行期日  
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立体育館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二号)  
1 秋田県立体育館を貸切使用する場合の使用料(別表関係)  
(一) 大体育場の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午前九時から午後五時までの時間以外の三分(現行午前九時前、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで、午後六時から午後九時まで、午前九時から午後五時まで、午後一時から午後九時まで、午前九時から午後九時まで及び午後九時後の八区分)とすることとした。  
(二) 大体育場の使用料の額を当該使用料に係る時間の区分ごとの使用一時間の額(現行大体育場の使用料に係る時間の区分ごとの額)に改定することとした。  
(三) 小体育場、トレーニング室又は小体育場の照明若しくは暖房を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。  
2 秋田県立体育館を貸切使用によらず使用する場合の使用料(別表関係)  
(一) 秋田県立体育館(温水シャワーを除く。)の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの三分(現行午前九時前、午前九時から正午まで、正午から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの四分)とすることとした。  
(二) 温水シャワーを使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。  
3 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
4 施行期日  
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

計	養護	
	職員	その他の職員
八	一〇、七五	七一
九	一〇、五九	七一
九	▲一五	〇

する条例(秋田県条例第二三三号)

1 秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二五号)の一部改正(第一条による改正)

秋田県立野球場の位置に関する規定を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に改めることとした。(第一条関係)

2 秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二二号)の一部改正(第二条による改正)

秋田県立総合プールの位置に関する規定を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に改めることとした。(第一条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二四号)

1 秋田県スポーツ科学センター(クライミングウォールを除く。)を貸切使用によらず使用する場合は、使用の許可を要しないこととした。(第二条関係)

2 秋田県スポーツ科学センターを貸切使用する場合の使用料(別表関係)

- (一) 体育場、ウエイトリフティング場、研修室及び会議室(以下「体育場等」という。)の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午前九時から午後五時までの時間以外の三区分(現行午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで、午前九時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの四区分)とする事とした。
- (二) 体育場等の使用料の額を当該使用料に係る時間の区分ごとの使用一時間の額(現行体育場等の使用料に係る時間の区分ごとの額)に改定することとした。
- (三) 体育場の半面を貸切使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。

3 秋田県スポーツ科学センターを貸切使用によらず使用する場合の使用料(別表関係)

- (一) 登録団体が五人以上の構成員のために体育場又はウエイトリフティング場を使用する場合の使用料の額を当該使用以外の使用に係る使用料の額と同額とすることとした。
- (二) ウエイトリフティング場の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの三区分(現行午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの三区分)とする事とした。

- (三) 体育場又はクライミングウォールを使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日

この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立武道館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二五号)

1 秋田県立武道館を貸切使用によらず使用する場合は、使用の許可を要しないこととした。(第二条関係)

2 秋田県立武道館を貸切使用する場合の使用料(別表関係)

- (一) 大道場、小道場、柔道場、剣道場、近的弓道場、遠的弓道場、相撲場及び屋外相撲場(以下「大道場等」という。)の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後九時まで及び午前九時から午後九時までの時間以外の二区分(現行午前九時前、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで、午後六時から午後九時まで、午前九時から午後五時まで、午後一時から午後九時まで、午前九時から午後九時まで及び午後九時後の八区分)とする事とした。
- (二) 大道場等の使用料の額を当該使用料に係る時間の区分ごとの使用一時間の額(現行大道場等の使用料に係る時間の区分ごとの額)に改定することとした。

3 秋田県立武道館を貸切使用によらず使用する場合の使用料(別表関係)

- (一) 秋田県立武道館(温水シャワーを除く。)の使用料に係る時間の区分を午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの三区分(現行午前九時から正午まで、正午から午後五時まで及び午後五時から午後九時までの三区分)とする事とした。
- (二) 温水シャワーを使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日

◇秋田県スポーツ選手強化基金条例を廃止する条例(秋田県条例第二六号)

1 秋田県スポーツ選手強化基金条例(平成二〇年秋田県条例第五号)を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成二〇年三月三十一日から施行することとした。

た。

◇秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二七号)

1 会派の代表者及び議員が、収支報告書の提出に併せて提出することとされている領収書等の要件を、一件五万円以上からすべての領収書に改めることとした。(第二〇条関係)

2 施行期日等

(一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

(二) この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定が行われる政務調査費について適用し、同日前に交付の決定が行われる政務調査費については、なお従前の例によることとした。

条 例

秋田県公益認定等委員会条例、秋田県職員定数条例の一部を改正する条例、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、秋田県地域振興事業基金条例を廃止する条例、秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例、秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例、秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例、秋田県知的障害福祉施設条例等の一部を改正する条例、秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例、秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、秋田県公害紛争処理条例の一部を改正する条例、秋田県公害防止条例の一部を改正する条例、秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例、秋田県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県営住宅条例の一部を改正する条例、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例、秋田県立体育館条例の一部を改正する条例、秋田県立野球場条例及び秋田県立総合プール条例の一部を改正する条例、秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例、秋田県立武道館条例の一部を改正する条例、秋田県スポーツ選手強化基金条例を廃止する条例及び秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第一号

秋田県公益認定等委員会条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織、委員の任期等)

**第二条** 委員会は、委員七人以内で組織する。

**2** 委員は、人格が高潔であつて委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

**3** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、独立してその職権を行う。

5 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

**第三条** 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

**第四条** 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

**第五条** 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

**第六条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。



(委任規定)

**第七条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「地方独立行政法人評価委員会の委員及び臨時委員」を  
「地方独立行政法人評価委員会の委員及び臨時委員  
公益認定等委員会の委員及び専門委員

」に改める。

### 秋田県条例第二号

秋田県職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県職員定数条例(昭和二十四年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「四、二九二人」を「四、〇〇三人」に改め、同号(二)中「二二四人」を「二四五人」に改め、同号(三)中「二四七人」を「二六七人」に改め、同条中「五、三二三人」を「五、〇六五人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第三号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

### 別表第三(第五条関係)

旅費